

岩手県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営山田地区（小谷鳥工区）土地改良事業（下閉伊郡山田町）に係る換地処分をした。

平成29年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也